

全国的な学力調査の具体的な実施方法等について
(報告)

平成18年4月25日

全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議

目 次

1. はじめに	1
2. 全国的な学力調査の意義・目的について	3
(1) 国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかを把握し、教育の成果と課題などの結果を検証する	
(2) 教育委員会及び学校等が広い視野で教育指導等の改善を図る機会を提供することなどにより、一定以上の教育水準を確保する	
3. 国が実施する学力調査の枠組みについて	5
(1) 調査の基本的枠組み	
(2) 全国的な学力調査の対象とする学年・実施教科等	
(3) 全国的な学力調査の実施規模	
(4) 教育課程実施状況調査等との関係について	
4. 調査問題及び質問紙調査について	7
(1) 調査問題の出題範囲・内容に関する基本的な視点	
(2) 調査問題の形式など	
(3) 質問紙調査に関する基本的な視点	
(4) 質問紙調査の形式など	
5. 調査結果の公表及び返却について	11
(1) 教育課程実施状況調査や都道府県等で独自に実施されている学力調査における調査結果の公表及び返却に関する現状	
(2) 調査結果の公表の具体的方法	
(3) 調査結果の返却の具体的方法	
6. その他の諸課題について	15
(1) 得られた調査データの取扱い	
(2) 国立学校・私立学校等の参加について	
(3) 配慮が必要な児童生徒に対する調査について	
(4) 地域の特色ある教育活動への配慮	
(5) 実施体制や将来の展望など	
<参考> 別紙及び参考資料等	18

1. はじめに

- 学校教育において子どもが身に付けるべき力やその力を具体的にどのようにしてはぐくむかという道筋については、子どもや保護者、地域との間で必ずしも共通の認識がなされず、教育の成果や課題が不透明で見えにくいといった指摘がなされている。また、学校教育を支え、その成果に対して責任を負う教育行政についても、学校教育の現状や課題について十分にその現実を把握できているか、保護者をはじめとする国民や住民に対して十分に説明責任を果たしているか、学校を支えるための条件整備を十分に行っているかなど、改善すべき課題を抱えている。
- 児童生徒の学力に関しては、
 - ・ 平成16年末に公表された国際学力調査（PISA2003，TIMSS2003）において、読解力が大幅に低下するとともに、我が国がこれまで最上位にあった数学や理科についても低下傾向が見られること
 - ・ 昨年4月に公表された小中学校を対象とした教育課程実施状況調査（平成16年1，2月実施）において、全体としては学力の低下傾向に歯止めが掛かったものの、国語の記述式問題や中学校数学などに課題があることなど、課題が生じている。
- 児童生徒の学習意欲や生活習慣などに関する、学力調査と併せて実施している調査結果については、若干の改善が見られるものの、「勉強が楽しいと思う児童生徒の割合」や「学校外での一日の過ごし方の宿題をする時間」などが必ずしも十分ではない状況にある。
- また、急速に変化する社会に即応しつつ、国民が一定水準の教育を等しく受けることができるよう、憲法に定められた教育の機会均等や水準確保など国の責務を果たすため、新たな義務教育の質を保證する仕組みを構築することが求められている。
- さらに、文部科学省が昨年3月に実施した「義務教育に関する意識調査」において、保護者の6割強が全国学力テストの実施に賛成するなど、児童生徒の学力水準の保證に対する社会的な関心や要請が高まっている。
- このような状況の中、
 - ・ 昨年6月21日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」において、「全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施する」と指摘されていること
 - ・ 昨年10月26日の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「子どもたちの学習到達度についての全国的な調査を実施することが適当である」と提言されていることなど、全国的な学力調査の実施の方向性が示されている。

- これらを踏まえ、文部科学省において、全国的な学力調査を平成19年度に実施するため、その具体的実施方法の検討等、実施に向けた準備を進めているところである。
- 一方、昨年10月の中央教育審議会答申においては、「実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないように十分な配慮が必要である」、「具体的な実施の方法、実施体制、結果の扱い等について更に検討する必要がある」などの指摘がなされている。
- これを踏まえ、昨年11月に「全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議」が設置され、問題作成や調査結果の公表方法を含め、全国的な学力調査の具体的実施方法等について、12回にわたり議論を行い、このたび報告を取りまとめた。
- 平成19年度から実施される全国的な学力調査が、本報告を十分勘案の上、適切かつ円滑に実施されることにより、本来の目的を十分達成し、我が国の義務教育の質の維持及び向上に資することを切に願いたい。

2. 全国的な学力調査の意義・目的について

(1) 国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかを把握し、教育の成果と課題などの結果を検証する

- 昨年10月の中央教育審議会答申において、国は、憲法に定められた教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上といった義務教育の根幹について保障する責務があると示されている。また、義務教育における教育の質を保証する構造に改革する必要がある、その基本方向として、
 - ・ 目標設定とその実現のための基盤整備を国の責任で行った上で(国の責任によるインプットを土台にして)、
 - ・ 市区町村・学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに(市区町村や学校がプロセスを担い)、
 - ・ 教育の結果の検証を国の責任で行う(国の責任によりアウトカムを検証する)とともに、国の責任により全国的な学力調査の実施や学校評価の充実を図っていくこととされている。
- また、現在進められている義務教育改革においては、教育の分野におけるPDCAサイクル(Plan(企画・立案), Do(実施), Check(検証・評価), Action(実行・改善)を順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付けるなど継続的な業務改善を図るためのマネジメント手法)を確立する必要があり、教育活動の結果を検証するための具体的な方策が必要である。
- 国は、義務教育における機会均等や全国的な教育水準の維持向上の観点から、すべての児童生徒の学習到達度を把握するための全国的な学力調査を実施することにより、各地域等における教育水準の達成状況をきめ細かく適切に把握する必要がある。これにより、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が各地域等において確保されているかどうかをきめ細かく適切に把握することが可能となる。
- また、これに加え、各学校等における教育条件の整備状況や、意識調査等の実施による児童生徒の学習意欲、生活の諸側面や学習環境等についての状況を把握するとともに、これらと学力との相関関係等を多面的に把握・分析することなどにより、これまでに実施されてきた教育及び教育施策の成果と課題などその結果の検証を国の責任で行う必要がある。
- さらに、その検証結果を活用してこれまで実施してきた施策の見直しや新たな教育施策の策定につなげることなど、国が実施している施策の改善などに結び付けることができる。

(2) 教育委員会及び学校等が広い視野で教育指導等の改善を図る機会を提供することなどにより、一定以上の教育水準を確保する

- 国際的、科学的視点から質の高い調査問題を開発した上で全国的な学力調査を実施することにより、すべての教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り、その特徴や課題などを把握し、主体的に指導や学習の改善等につなげる機会を提供することとなる。これにより、各教員の指導方法の改善や各児童生徒の学習の改善につながることが期待される。
- 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や様々な課題解決のために構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる調査問題を用いる調査を実施することによって、各教育委員会や各学校に対して、学習指導要領に示される内容等を正しく理解するよう促すとともに重視される力を子どもたちに身に付けさせるといった国としての具体的なメッセージを示すこととなる。
- また、全国的な学力調査の結果をその有用な情報の一つとして提供することにより、各教育委員会が教育施策の成果と課題を評価・検証することや、各学校が、学校評価において特色ある教育活動を適切に評価する際に、具体的な指標に基づいて適切な学校評価を行うことができることとなる。
- このように、すべての教育委員会、学校等が広い視野に立って教育指導等の改善を図ることや独自に実施している教育施策の改善を行うことにより、義務教育の機会均等や一定以上の教育水準を確保することができる。

3. 国が実施する学力調査の枠組みについて

(1) 調査の基本的枠組み

- 全国的な学力調査は、国において実施する教育に関する基本的な調査であり、
 - ・ 全国の小中学校等の児童生徒の教科の内容の理解・活用等に関する調査
 - ・ 児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
 - ・ 児童生徒の学習環境、生活の諸側面と学力との相関関係等の分析、及び、各学校等における教育条件の整備状況と学力との相関関係等の分析を基本的な枠組みとして実施する。

(2) 全国的な学力調査の対象とする学年・実施教科等

- 対象とする学年については、義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、まずは小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒とすることが適当である。
- 対象とする実施教科については、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかどうかを把握する必要があること、大規模な調査を確実に実施する必要があることに加え、
 - ・ 読み・書き・計算など、日常生活やあらゆる学習の基礎となる内容を教える教科であること
 - ・ 国際学力調査において読解力が低下（PISA2000：8位 → PISA2003：14位）していることや教育課程実施状況調査において国語の記述式問題や中学校の数学に課題が見られることなどの課題が見受けられることを考慮すると、まずは小学校の国語・算数、中学校の国語・数学とすることが適当である。
- 実施時期については、児童生徒に対する学習改善に役立てるため、年度の早い時期に調査を実施し、できるだけ早い時期に学校等へ結果が返却されることが必要である。
- 実施頻度については、義務教育におけるPDCAサイクルの確立に向けて、教育活動の結果検証を継続的に実施する必要があるため、毎年実施することが適当である。

(3) 全国的な学力調査の実施規模

- 実施規模については、以下の観点から、原則として、対象学年の全児童生徒を対象として実施することが必要である。
 - ・ 義務教育におけるPDCAサイクルを確立するため、教育活動の結果をきちんと検証するために実施する必要があること。

- ・すべての児童生徒の学習到達度を把握することによって、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が各地域等において確保されているかどうかをきめ細かく把握するとともに、これまでに実施されてきた教育及び教育施策の成果と課題などその結果の検証を国の責任で行う必要があること。
- ・すべての教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り、その特徴や課題などを把握し、主体的に指導改善等につなげる機会を提供するとともに、広い視野に立って教育指導等の改善を図ることや教育施策の改善につなげることにより、義務教育の機会均等や一定以上の教育水準を確保することが可能となること。
- ・各学校が、学校評価において特色ある教育活動を適切に評価する際に、具体的な指標に基づいて適切な学校評価を行うことができること。

(4) 教育課程実施状況調査等との関係について

- 教育課程実施状況調査については、学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況の把握を通じて、学習指導要領や指導の改善のための基礎的なデータを得るという意義・目的を明確にすることにより、全国的な学力調査との役割分担を図る。このため、その実施の方法、規模、頻度などを今後十分に検討することとし、別紙1のとおり整理することが適当である。
- その際、教育課程実施状況調査については、教育内容全般にわたる全国的な状況をより客観的に経年で把握できるようにするため、様々な難易度の問題を蓄積するなどの技術的な基盤の構築に向けて、中長期的に検討すべきである。
- 都道府県や市区町村等が独自に実施している学力調査については、国が実施する調査の意義・目的を明確に示すことにより、対象学年、実施教科、調査内容に関し、国とは異なる取組を推進する目的で実施するなど、地域の特色や工夫を生かしつつ国の学力調査とは異なった視点に立って実施されることが期待される。その場合、学校等における負担の増大を生じさせないよう十分配慮することが必要である。

4. 調査問題及び質問紙調査について

(1) 調査問題の出題範囲・内容に関する基本的な視点

- 現行学習指導要領では、確かな学力の育成に当たって、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、自ら学び、自ら考える力の育成を目指している。昨年10月の中央教育審議会答申や、本年2月の中央教育審議会教育課程部会の審議経過報告においては、現行の学習指導要領の学力観については様々な議論があるが、基礎的・基本的な知識・技能と、自ら学び自ら考える力の両方を総合的に育成することが必要であるとしている。また、その際、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることや、思考力・判断力・表現力をはぐくみ、学習や生活において、知識・技能等を活用することを重視している。
- なお、審議経過報告においては、学校教育の目標を整理し、教育課程の構造を明確化する作業の進捗^{ちよく}も報告されており、国際的な通用性という視点として、PISA調査の概念的な枠組みの基本であるOECDの主要能力（キーコンピテンシー）という考え方などが、作業の参考として示されている。全国的な学力調査においても、これらの作業の進捗^{ちよく}を踏まえ、測定すべき学力を構造的にとらえるとともに複数の視点から把握する必要がある。
- 全国的な学力調査の調査問題の出題範囲・内容の検討に当たっては、国として教育の機会均等の確保や教育水準の維持向上を図ること、教育委員会及び学校等が広い視野で教育指導等の改善を図る機会を提供することなど、調査実施の意義・目的を踏まえる必要がある。これらとともに、国の教育課程の基準としての学習指導要領の理念・目標・内容等に基づくことを考慮することが必要である。
- これらのことなどを踏まえ、全国的な学力調査における調査問題の出題範囲・内容については、各学校段階における各教科などの土台となる基盤的な事項に絞った上で、以下のように問題作成の基本理念を整理することが適当である。
 - ・ 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など(主として「知識」に関する問題)
 - ・ 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容(主として「活用」に関する問題)
- このような調査問題により調査を実施することによって、各教育委員会や各学校に対して、学習指導要領に示される内容等を正しく理解するよう促すとともに重視される力を子どもたちに身に付けさせるといった国としての具体

的なメッセージを示すこととなる。

- また、平成17年に公表された義務教育に関する意識調査において、保護者の6割強が全国学力テストの実施に賛成するなど、子どもたちの学力に対する社会的な関心や要請が高まりつつある。そうした中で、義務教育における各教科等の土台となる基盤的な事項について、全国的な視野から義務教育の機会均等や一定以上の教育水準の達成状況を把握すること、我が国において学校教育で達成されていることを明らかにすることは、保護者や社会に対して客観的で正しい情報を提供する意義があると考えられる。
- 各教科の具体的な調査問題の作成に当たっては、調査問題自体が学校の教員や児童生徒に対して土台となる基盤的な事項を具体的に示すものであり、教員による指導改善や、児童生徒の学習改善・学習意欲の向上などに役立つとの視点が重要である。例えば、以下のような観点を盛り込むことや工夫をすることが考えられるが、具体的には調査問題の作成過程における検討にゆだねることとする。

① 国語

- ・ 国語における主として「知識」に関する問題については、描写、要約、紹介、説明、記録、報告、対話、討論などの基礎的な言語活動に関すること、表現したり理解したりするための言語事項の基礎的な知識技能、我が国の言語文化に親しむ内容に関すること など
- ・ 国語における主として「活用」に関する問題については、日常生活や社会生活で必要とされる読書・鑑賞・創作などの言語の活動の活用に関すること、文章を読んで筆者の主張の内容やその表現方法などを評価すること、伝えたい内容をまとめ表現すること、様々なメディアを活用することによって課題を多角的に探求すること など

② 算数・数学

- ・ 算数・数学における主として「知識」に関する問題については、整数、小数、分数等の四則計算をすること、身の回りにある量の単位と測定が分かること、図形の性質が分かること、数量の関係を表すこと、変化の様子を調べること、確率の意味を理解し確率を求めること など
- ・ 算数・数学における主として「活用」に関する問題については、物事を数・量・図形などに着目して観察し的確にとらえること、与えられた情報を分類整理したり必要なものを適切に選択したりすること、筋道を立てて考えたり振り返って考えたりすること、事象を数学的に解釈したり自分の考えを数学的に表現したりすること など

③ 各教科における内容や形式などの工夫

- ・ 学習指導の上で特に重要な点や課題となっている点に焦点を当てること

- ・ 個々の児童生徒への助言につながる点や課題解決の過程において違いが見られやすい点に焦点を当てること
- ・ 児童生徒が自分自身の学習改善や問題解決に役立つ点に配慮すること
- ・ 読解力向上プログラムなどと連動させた問題を考慮すること

(2) 調査問題の形式など

- 義務教育における機会均等や一定以上の教育水準を確保するために、各学校段階において土台となる基盤的な事項に絞った内容とするなど出題範囲・内容を絞る観点から、対象となる児童生徒に対して共通の問題冊子により学力調査を実施する。
- 迅速かつ客観的な採点を考慮しつつ記述式の問題を一定割合で導入する。
- 国語、算数・数学に関する調査の時間配分については、児童生徒や学校の負担や多くの児童生徒が時間的余裕を持って取り組むことができる程度の問題量等を考慮して、質問紙調査に要する時間を除き小学校第6学年は3単位時間、中学校第3学年は4単位時間程度までとする。
- 各学校における指導改善や児童生徒自身の学習改善や学習意欲の向上に役立っているため、調査問題や採点基準、さらには問題を出題するねらいや児童生徒の学習状況の評価の観点との関係などを公開する。
- なお、毎年同じ部分に焦点を当てるのではなく視点を変えて何年かの周期で考えるということも有効と考えられるが、その具体的な方策については問題作成の過程で検討することが適当である。

(3) 質問紙調査に関する基本的な視点

- 質問紙調査については、児童生徒の関心や意欲など、国語及び算数・数学に関する調査を補完して学力を把握する内容や、児童生徒の授業での取組方や学習方法など、国語及び算数・数学に関する調査では把握が困難な内容について、質問紙を用いることにより把握する必要がある。
- また、児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等の生活の諸側面、教育条件、教育施策など、国語及び算数・数学に関する調査結果との結び付きが強いと考えられる内容について、それらを把握するとともにその相関関係等を分析する必要がある。
- これらを踏まえ、以下の二つの視点、すなわち、
 - ・ 国語及び算数・数学に関する調査を補完して学力を把握する視点
 - ・ 国語及び算数・数学に関する調査結果との相関等を検証することにより学力の規定要因を分析するための視点
 から質問紙調査を実施することが適当であり、最低限盛り込む質問項目の具体例としては、別紙2及び別紙3とする。

- さらに、地域の特色ある教育活動を尊重しつつ、体力調査の結果などの学校教育の様々な成果についても把握に努めるとともに、学力との相関関係を分析することが重要である。

(4) 質問紙調査の形式など

- 質問紙調査の形式などについては、有効な回答が得られるとともに意味ある調査結果が得られるよう、適切な質問形式や質問項目数に配慮する。
- 質問紙調査の対象については、その有効性や負担等を考慮し、児童生徒への調査と、学校全体としての取組や人的・物的な整備の状況を問う調査を基本とする。
- 児童生徒への質問紙調査の時間配分については、児童生徒等への負担等を考慮すると1単位時間程度までとする。
- なお、毎年継続して質問する項目のほか、年によってテーマを絞って質問する項目を設けることも有効と考えられるが、その具体的な方策については質問項目作成の過程で検討することが適当である。

5. 調査結果の公表及び返却について

(1) 教育課程実施状況調査や都道府県等で独自に実施されている学力調査における調査結果の公表及び返却に関する現状

- 教育課程実施状況調査については、1教科1冊子当たり約1万6千人の児童生徒を対象に抽出により実施しており、国全体の傾向を把握するにとどまっている。したがって、調査結果の公表については、国全体の状況に加え、地域の規模等に応じたまとまりごと(大都市(政令指定都市及び東京23区)、都市(政令指定都市以外の市)、町村)の調査結果となっている。また、都道府県や市区町村等に対して調査結果の返却はなされていない。
- 都道府県や政令指定都市において独自に実施されている学力調査については、平成17年度に調査を実施した自治体数は50(38都道府県及び12政令指定都市)となっており、2年おきあるいは3年おきに調査を実施している自治体まで含めるとほとんどの自治体で学力調査が実施されている。また、対象学年の全児童生徒を対象とした調査を実施している自治体は、平成17年度において33(24都道府県・9政令指定都市)となっており、前年度と比べ増加している。
- 調査結果の公表については、都道府県の調査における公表レベルに関して、平成17年度までに2年おきあるいは3年おきに学力調査を実施しているものも含めた44都道府県を対象に見てみると、都道府県全体の調査結果を公表する自治体数が35、市区町村単位までの調査結果を公表する自治体数が8、学校単位までの調査結果を公表する自治体数が1となっている。

(2) 調査結果の公表の具体的方法

- 昨年10月の中央教育審議会答申においては、「実施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である」との指摘がなされている。
- 国が公表する調査結果については、都道府県は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなどの役割と責任を有していることなどにかんがみ、国全体の状況に加えて、基本的に都道府県単位の状況とする。
- 市区町村の状況については、現在都道府県において独自に実施されている学力調査においても市区町村単位まで調査結果を公表する自治体数が8にとどまっていることや、現時点において個々の単位の状況まで公表すると序列化や過度な競争につながるおそれがありその影響は大きいと予想されることなどを考慮し、個々の市区町村単位の状況を公表するのではなく、地域の規模等に応じたまとまりごとに、例えば、大都市(政令指定都市及び東京23区)、

中核市，その他の市，町村の状況を公表する。また，へき地における学校全体の状況を公表する。

- 国語及び算数・数学の結果の示し方については，測定すべき学力を複数の視点から把握する必要があること，児童生徒の学習到達度を客観的に把握する必要があることなどから，それぞれの教科ごとに主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた区分（四つの区分）ごとに公表する。

国語 (主として「知識」に関する問題)	国語 (主として「活用」に関する問題)
算数・数学 (主として「知識」に関する問題)	算数・数学 (主として「活用」に関する問題)

- 何らかの形で期待される到達水準の達成状況を公表することも大切ではあるが，現時点においては技術的な課題等があるため，試行などを行いながら，更なる研究や検討が必要である。
- 具体的な調査結果の示し方については，国民にとって分かりやすく示すことが必要であることや，全国的な学力調査における調査問題の出題範囲・内容に照らし，その到達の度合いに応じた児童生徒の割合を把握する必要があることから，以下の内容を基本として含めることとする。
 - ・ 分布の中心を把握するため，四つの区分ごとの平均正答値や中央値など
 - ・ 分布の状況を把握するため，四つの区分ごとの標準偏差や四分位偏差など
 - ・ 全国的な学力の状況を把握するため，学力に関する分布の状態（具体的には，国全体における都道府県・市区町村・学校・児童生徒の分布や，各都道府県における域内の市区町村・学校・児童生徒の分布等について，その形状等が分かるグラフ等)
- 質問紙調査の結果については，学習意欲や学習方法に関する結果に加え，各学校等における教育条件の整備状況等と学力調査との分析や，児童生徒の生活の諸側面や学習習慣等と学力との相関関係等の分析などについて公表する。
- また，公表に当たっては，全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であることを示すことや，数値により示される調査結果についての解釈を併せて示すことなどの配慮が必要である。

(3) 調査結果の返却の具体的方法

- 国は、教育委員会及び学校等が広い視野から教育施策の改善や教育指導等の改善を図る機会を提供するため、原則として都道府県等に対して調査結果を返却する。その際に、それぞれの役割と責任に応じた調査結果を返却することにより、調査結果に基づいた教育条件の整備や教育指導の改善方策など具体的な実践に結び付くことが重要であることから、以下の考え方を基本とする。
 - ・ 各都道府県に対しては、域内の市区町村単位及び学校単位の状況が把握できる調査結果を返却する。
 - ・ 各市区町村に対しては、域内の学校単位の状況が把握できる調査結果を返却する。
 - ・ 具体的な教育活動を実施する各学校に対しては、学級単位及び児童生徒ごとの状況が把握できる調査結果を返却する。
- また、返却に当たっては、以下のような留意点を併せて示すなどの配慮が必要である。
 - ・ 全国的な学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であること。
 - ・ 数値により示される調査結果については、分かりやすい反面、一面的な解釈がなされるおそれがあるため、その数値の解釈と併せて返却すること。
 - ・ 学校評価や児童生徒の学習状況の評価など学校教育にかかわる評価に際して、この調査結果を有用な情報の一つとして活用できるものの、この調査結果は多面的な評価のための一側面にすぎないこと。
- 個々の児童生徒に対し、調査結果を返却する際には、学習改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を十分に考慮することが適当である。
- 都道府県が国から返却された調査結果を独自に公表することについては、国としては都道府県に対して一定の考え方を示して都道府県等の判断にゆだねるべきとの意見もあったが、都道府県が域内の市区町村等の状況を個々の市区町村名等を出して公表することになると序列化や過度な競争につながるおそれは払拭^{しよく}できないと考えられる。また、全国的な学力調査の実施主体が国であることや市区町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみると、都道府県に対して、原則として、国における公表レベルや内容と同様の対応を求めることが適当である。
- 一方、全国的な学力調査において、都道府県等が、域内における学力に関する分布の状況を明らかにするために、個々の市区町村名等を出さないで市区町村、学校、児童生徒の分布の状態を示すことはあり得るものと考えられる。

- 現在、都道府県が独自に実施する学力調査において、域内の市区町村の状況を個々の市区町村名等を出して公表している都県があるが、これについてはそれぞれの都道府県の判断にゆだねられるべきである。
- 国が市区町村や学校に調査結果を返却することのねらいは、それぞれが全国の中でどのような状況であるか認識し、その上で指導改善等に生かすことにある。各市区町村や学校が自己の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねることが適当であるが、公表する場合も、全国的な学力調査の結果に基づいて順位付けがなされることや過度な競争をあおらないよう細心の配慮を払う必要がある。
- 市区町村、学校が地域や保護者等に説明責任を果たすために自己の結果を公表する場合には、例えば、この調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化や過度な競争をあおらないような工夫や取組が必要である。

6. その他の諸課題について

(1) 得られた調査データの取扱い

- 全国的な学力調査により得られた調査データについては、非公表としたデータが情報公開請求によりすべて公開されることとなると、学校間の序列化や過度な競争が生じるおそれがあることや正確な情報が得られなくなる可能性があることなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条第六号イ又はハの規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うことが適当であると考えられる。
- 全国的な学力調査により得られた調査データについては、個人情報の適切かつ確実な保護はもとより、外部への漏えい、不適切な使用、改ざんなどにつながらないように十分に配慮する必要がある。このような不正行為があった場合には、適切な法的措置を講じることが必要である。
- これらの調査データを研究機関や大学の研究者などに提供することについては、調査結果を活用して様々な視点から分析を深めることができるなど学術的な意義が高いと考えられる。ただし、適切なデータ管理などの観点を考慮しつつ、提供することが適当な調査データの内容などについて検討が必要である。

(2) 国立学校、私立学校等の参加について

- 全国的な学力調査は、原則として対象学年の全児童生徒を対象に実施するものである。したがって、国立学校及び公立学校については、国として一定以上の教育水準を確保することが求められることから、すべての国立学校及び公立学校が参加することを原則とする。
- 私立学校についても、義務教育段階においては国として一定以上の教育水準を確保することが求められることから学力調査の対象とし、建学の精神に基づく個性豊かな教育活動が展開されていることに配慮しつつ積極的な参加を呼び掛けることとする。ただし、全国的にも学校数が少ない(平成16年度においては、小学校187校、中学校709校)ことから国全体の状況を公表することとすることが適当である。

(3) 配慮が必要な児童生徒に対する調査について

- 盲・聾・養護学校及び小中学校の特殊学級に在籍している児童生徒等については、国語、算数・数学に関して小中学校の当該教科の目標及び内容等に準じて指導を受けている児童生徒は学力調査の対象とし、下学年の内容や知的障害養護学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒など、それ以外の児童生徒は学力調査の対象としないことを原則とする。

- 小中学校の通常学級に在籍している認定就学者及び学習障害等の障害のある児童生徒については、通常の児童生徒と同じ教育課程で教育を受けているため、学力調査の対象とすることを原則とする。

(4) 地域の特色ある教育活動への配慮

- 昨年10月の中央教育審議会答申においては、義務教育の構造改革により、国の責任でナショナル・スタンダードを確保し、その上に、市区町村と学校の主体性と創意工夫により、ローカル・オプティマム（それぞれの地域において最適な状態）を実現する必要があると示されている。
- したがって、都道府県及び市区町村等は、全国的な学力調査で測定できる学力は特定の一部であり、対象とする学年や実施教科が限定されていることも踏まえつつ、この全国共通の基盤の上に、自主性・自立性を持って特色ある教育活動を行うことが期待される。
- また、全国的な学力調査は、都道府県や市区町村等が独自に学力調査を実施することを妨げるものではなく、地域の特色ある教育活動の成果を適切に把握する必要がある場合には、独自の学力調査や体力調査など学校教育の様々な成果を把握するための調査を実施することが望ましいと考える。
- さらに、学校評価や児童生徒の学習状況の評価など学校教育にかかわる評価に当たっては、この調査結果を有用な情報の一つとして活用するとともに、多面的な評価のための一側面であることを十分認識した上で、この調査結果を活用し、適切な評価活動が推進されることが求められる。

(5) 実施体制や将来の展望など

- 実施体制については、国は質の高い問題等を作成するために実施に向けた所要の体制整備を行うとともに、学力調査の技術面での更なる研究に努める。また、調査問題の印刷・発送・回収作業や調査結果の採点・集計作業など民間を活用できる業務に関しては、確実な業務遂行、迅速かつ客観的な採点の実施、学校等への負担軽減、個人情報等の確実な保護などに十分配慮した上で、公平かつ透明な選定方法により民間機関へ委託することが適当である。
- 国は、全国的な学力調査の意義・目的を教員、児童生徒、保護者等に対して明確に示すことが重要であり、そのための説明会の開催やパンフレットの配布などにより全国的な学力調査の普及啓発活動を展開することが必要である。
- 国は、全国的な学力調査を実施することにより、地域における教育水準の達成状況をきめ細かく適切に把握することに加え、教育施策の成果と課題を全国規模で検証し、国と地方の役割分担に十分配慮しつつ、その改善につなげていくための施策の見直しや、指導改善のための資料の作成配布、課題改善等のための研究指定校の指定など具体的な支援などに結び付けることが必要

である。また、都道府県、市区町村、学校においても同様であり、それぞれの役割と責任に応じて、調査結果に基づいた教育条件の整備や教育指導の改善方策など具体的な実践に結び付けていくことが必要である。

- 全国的な学力調査については、国家的な規模で調査を実施することに大きな意義がある。今後、この調査を継続的に実施していくに当たっては、その実施方法等について、都道府県や市区町村等各方面からの意見や評価を十分に踏まえ絶えず見直しを行いながらより良い調査となるよう努めていくべきであり、初年度における実施状況等を見つつ、将来的には対象学年や実施教科などを検討すべきである。なお、これらの検討に当たっては、全国的な学力調査の意義・目的を十分に踏まえて行うことが必要である。

国が実施する学力調査の基本的な枠組みについての整理

全国的な学力調査		教育課程実施状況調査	特定の課題に関する調査
< 意義・目的について >			
意義・目的	<ul style="list-style-type: none"> 国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかを把握し、教育の成果と課題などの結果を検証する。 教育委員会及び学校等が広い視野で教育指導等の改善を図る機会を提供することなどにより、一定以上の教育水準を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況の把握を通じて、学習指導要領や指導の改善のための基礎的なデータを得る。 教育内容全般にわたる全国的な状況をより客観的に経年で把握できるようにするため、問題の等化を活用して様々な難易度の問題を蓄積するなどの技術的な基盤の構築へ向けて、中長期的に検討する。 	<p>教育課程実施状況調査や研究指定校による調査の枠組みでは把握が難しい内容の調査を通じて、学習指導要領や指導の改善のための基礎的なデータを得る。</p>
< 枠組みについて >			
対象学年	義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、小学校第6学年及び中学校第3学年とする。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況を把握するために幅広い学年を対象としている。 具体的には、小学校第5、6学年、中学校第1～3学年。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校第4～6年生、中学校第1～3年生から調査に応じて決定している。
対象教科	<ul style="list-style-type: none"> 国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかどうかを把握する必要があることや大規模な調査を確実に実施する必要があることに加え、読み・書き・計算など、日常生活やあらゆる学習の基礎となる内容を教える教科であること 国際学力調査等において課題が見受けられることを考慮し、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況を把握するために幅広い教科を対象としている。 具体的には、小学校は国語・社会・算数・理科、中学校は国語・社会・数学・理科・英語。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに決定している。 平成16年度 国語、算数・数学 平成17年度 理科、英語 平成18年度 社会
調査規模	<ul style="list-style-type: none"> 以下の観点から、対象学年の全児童生徒を対象として実施する。 義務教育におけるPDCAサイクルを確立するため、教育活動の結果をきちんと検証する。 すべての児童生徒の学習到達度を把握することによって、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が各地域等において確保されているかどうかをきめ細かく把握するとともに、これまでに実施されてきた教育及び教育施策の成果と課題などその結果の検証を国の責任で行う。 すべての教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り、その特徴や課題などを把握し、主体的に指導改善等につなげる機会を提供するとともに、広い視野に立って教育指導等の改善を図ることや教育施策の改善につなげることにより、義務教育の機会均等や一定以上の教育水準を確保する。 各学校が、学校評価において特色ある教育活動を適切に評価する際に、具体的な指標に基づいて適切な学校評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況を把握するために必要な抽出規模としている。 具体的には、対象学年から約8%(冊子ごとには約1～2%)。 全国的な学力調査との適切な役割分担や現場の負担軽減の観点から、抽出規模を縮小する方向で今後検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法・内容に応じて抽出規模を決定して実施している。 具体的には、対象学年から教科ごとに0.25%以下。
< 調査問題について >			
調査問題の出題範囲	<ul style="list-style-type: none"> 各学校段階における各教科などの土台となる基盤的な事項に絞った、以下のような内容とする。 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など(主として「知識」に関する問題)。 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容(主として「活用」に関する問題)。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の目標・内容に照らした教育内容全般にわたる全国的な状況の把握を可能とする内容により実施している。 問題の等化を活用して様々な難易度の問題を蓄積するなどの技術的な基盤の構築へ向けて、中長期的に検討する。 	<p>教育課程実施状況調査や研究指定校による調査の枠組みでは把握が難しい内容について、適宜新たな調査手法も開発しつつ、全国的な定着状況を把握する。</p> <p>(例) 平成16年度 (国語) 作文問題、漢字問題 (算数・数学) 計算に関する力、 数学的に考える力を見る問題</p> <p>平成17年度 (理科) 実験・観察に関する問題(ビデオ等を使用) (英語) 話すことに関する問題(コンピュータを使用)</p>
問題冊子	共通の問題冊子とする。	複数の問題冊子(これまでは教科ごとに異なる問題により構成される3冊子)とする。	1種類の調査内容で実施している。
記述式の問題採点方法	<ul style="list-style-type: none"> 記述式の問題を一定の割合で導入する。 確実な業務遂行、迅速かつ客観的な採点、学校等への負担軽減、個人情報の確実な保護などに十分配慮した上で、民間機関へ採点・集計作業などを委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科ごとに問題数の1～3割程度を導入している。 国が示す解答類型に基づいて、調査実施校の教員が児童生徒の解答を類型化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科により異なる。 教科により異なる。 (国立教育政策研究所が実施する場合、調査実施校の教員が実施する場合、民間機関に委託する場合がある)
調査問題の公開・非公開	各学校における指導改善や児童生徒自身の学習改善に役立てるため、調査問題や採点基準、さらには問題を出題するねらいなどを公開する。	<ul style="list-style-type: none"> 過去調査との同一問題比較を可能とするため非公開としている。 ただし、分析に必要な問題は一部公表するとともに、教育現場の求めに応じて問題の複製使用は許容している。 より客観的な経年比較を可能とするよう、問題の等化に向けた検討を行う。 	分析に必要な問題を公表する予定。
< その他 >			
調査頻度等	平成19年度から毎年継続して実施する予定。	学習指導要領の実施前後を目安(概ね5年に1度)。	平成16年度から原則毎年実施中。
調査結果の返却	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県、市区町村、学校に調査結果を返却する。 個々の児童生徒に調査結果を返却する。 	個別の結果は返却していない。	個別の結果は返却しない予定。

学力の一要素として調査する質問項目の具体例について

(関心や意欲などに関して)

勉強(あるいは教科ごとにその教科)は好きですか、さらにその理由

運動は好きですか

勉強(あるいは教科ごとにその教科)は必要だと思いますか

勉強(あるいは教科ごとにその教科)はなぜ必要だと思いますか(受験, 将来の仕事, 知的探求心向上, 両親に褒められる, 両親からいわれる など)

学校は好きですか

学校の授業はどの程度分かりますか

将来の夢や目標を持っていますか、かなうと思いますか

学校で学んだことをどのようなことに生かしたいと思いますか(将来の仕事, 知的探求心向上, 社会奉仕・貢献 など)

国語, 算数・数学の関心や意欲を問う質問(国語の作文は得意か, 算数・数学の文章題は得意か など)

学力調査の問題に絡めてその関心・意欲・態度や解答プロセスを問う質問
など

(児童生徒の授業での取り組み方や学習方法などに関して)

授業中, 先生の話で大切だと思ったことや必要だと思ったことはノートに書きますか

授業中, 自分の考えや意見をわかりやすく発表しますか

授業の中で分からないことがあった場合, どうしますか(先生に聞く, 友人に聞く, 家族に聞く, 塾等で聞く, 自分で考える・調べる, そのままにしておく など)

ふだん家で勉強する内容はどれに近いですか(宿題, 予習, 復習, 興味があることを調べる, 試験勉強 など)

ある教科で学んだ内容を, 他の教科の学習や日常生活に応用したりしますか

国語, 算数・数学の各教科における授業での取り組み方や学習方法を問う質問
(自分の考えを文章に書こうとしますか, 新しい内容を勉強したときに前に勉強したこととの関係を考えますか など)

学力調査の問題に絡めてその関心・意欲・態度や解答プロセスを問う質問
など

学力の規定要因として調査する質問項目の具体例について

(児童生徒の生活の諸側面に関して)

学校の授業時間以外の一日の勉強時間

塾等で勉強していますか，またその内容(発展的内容，補充的内容など)

学校に行く前に朝食をとりますか

一日の睡眠時間

一日のテレビを見る時間，ゲームをする時間，ビデオ鑑賞の時間

学校の授業時間以外の一日の読書時間

家族と一緒に運動をしたり，芸術鑑賞をしますか

家族の手伝いをしますか

学校以外で週に何回，友達と遊びますか など

(学校における指導内容，指導方法に関して)

ティーム・ティーチング，少人数指導，習熟度別のグループ編成指導

コンピュータを活用した授業，学校図書館を活用した授業

体験的な活動を取り入れた授業

いろいろな考え方を発表したり，話し合ったりする授業

発展的な課題を取り入れた授業

朝の学習(読書，反復演習 など)

授業の合間や放課後などにおける補充的な指導 など

(学校における教育条件などの基本条件，教育施策の効果などに関して)

学校規模，教職員数，調査対象学級ごとの児童生徒数，男女別

教育課程の編成の工夫状況(学期の設定状況(二学期制あるいは三学期制)，長期休業期間中の学習機会の提供状況など)

学校図書館の整備状況(学校図書館図書標準の達成状況，蔵書のデータベース化の状況など)

学校における教育の情報化進行状況(教育用コンピュータの設置状況，高速インターネット接続状況など)

地域との連携状況(外部人材やボランティアの活用規模・頻度など)

学力向上のための施策の効果(学力向上フロンティア事業，国語力向上モデル事業など) など

用語解説

PISA 2003 (P. 1)

Programme for International Student Assessment (生徒の学習到達度調査) の 2003 年調査。OECD (経済協力開発機構) が実施。高等学校 1 年生を対象に、知識や技能等を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する調査。(前回調査は 2000 年に行われた。)

(参加国)

41 か国/地域

(調査項目)

○読解力

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力

○数学的リテラシー

数学が世界で果たす役割を見付け、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心を持った思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠に基づき判断を行い、数学に携わる能力

○科学的リテラシー

自然界及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意志決定するために、科学的知識を活用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力

○問題解決能力

問題の状況が、①現実のものであり、②解決の道筋がすぐには明らかではなく、③一つのリテラシー領域内に限定されない場合に、問題に対処し解決する力

TIMSS 2003 (P. 1)

Trends in International Mathematics and Science Study (国際数学・理科教育動向調査) の 2003 年調査。IEA (国際教育到達度評価学会) が実施。小学校 4 年生、中学校 2 年生を対象に、学校のカリキュラムで学んだ知識や技能等がどの程度習得されているかを評価する調査。

(参加国)

○小学校：25 か国/地域

○中学校：46 か国/地域

(調査項目)

○算数・数学

○理科

マネジメント手法（P. 3）

経営や運営について、組織だって管理する方法。主に経営学の中で用いられる。近年は官公庁など行政の分野においても、効率化の観点からその発想が取り入れられてきている。

キーコンピテンシー（P. 7）

key competencies（主要能力）。教育の成果と影響に関する情報への関心が高まる中で1990年代後半にスタートし、2003年に最終報告されたOECDのプログラム「コンピテンシーの定義と選択」に規定されており、PISA調査の概念枠組みの基本となっている。単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力であるコンピテンシー（能力）の中で、特に以下の性質を持つとして選択されたもの。

- ①人生の成功や社会の発展にとって有益
- ②さまざまな文脈の中でも重要な要求（課題）に対応するために必要
- ③特定の専門家ではなくすべての個人にとって重要

中央値（P. 12）

ある集団のデータを大きさの順に並べた時に真ん中にくる値。統計的な解釈によると、集団における代表値として考える場合、平均値と比べると極端に大きい値や小さい値の影響を受けにくいという特徴をもつ。小さい規模の集団における典型的な代表値として信頼性が高いと考えられる。

【例】

個人	得点
A	2点
B	13点
C	67点
D	73点
E	80点

2点 13点 **67点** 73点 80点

↑
中央値

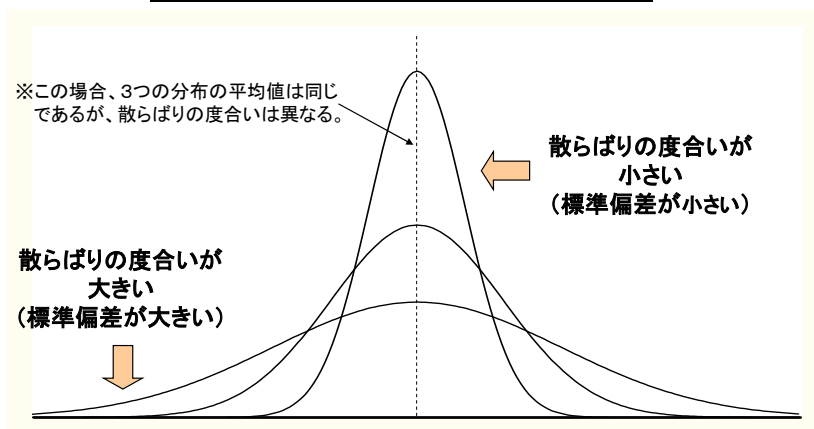
平均値
 $(2点 + 13点 + 67点 + 73点 + 80点) \div 5$
47点

標準偏差 (P. 12)

データの値の離れ具合 (散らばりの度合い) を表す数値。分散 (「データの平均と個々のデータの差」の2乗の平均) の平方根で求められ、標準偏差が0とは、ばらつきがない (データの値がすべて同じ) ことを意味する。

【例】

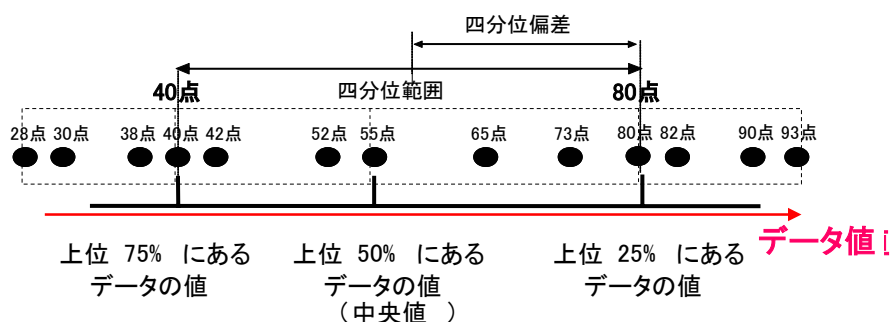
分布の散らばりの度合い



四分位偏差 (P. 12)

ある集団のデータを大きさの順に並べた時に、上位25%にあるデータの値と下位25%にあるデータの値の離れ具合 (散らばりの度合い) を表す数値。上位層と下位層の得点の差が大きいほど、四分位偏差は大きくなる。中央値と同様に、小さい規模の集団における典型的な分布の散らばりの度合いを表す代表値として信頼性が高いと考えられる。

【例】



$$\text{四分位偏差} = \text{四分位範囲} \div 2$$

上記の場合は、

$$20 \text{点} = (80 \text{点} - 40 \text{点}) \div 2$$

全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議について

平成 17 年 11 月 8 日
初等中等教育局長裁定

1. 設置の趣旨

次世代の人材確保の基盤である義務教育の質の向上に国家戦略として取り組むためには、児童生徒の学習到達度・理解度を客観的に把握するための全国的な学力調査を実施する必要がある、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 について(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)」や中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において実施の方向性が示されるとともに、平成 19 年度の実施に向けて文部科学省において準備を進めているところである。

このため、全国的な学力調査を適切かつ円滑に実施することを目的として、その具体的な実施方法および調査の内容等について専門家による検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 児童生徒の学習到達度・理解度を客観的に測定するための具体的方策について
- (2) 国際的・科学的な視点に立った質の高い問題作成の在り方について
- (3) 教育指導の改善充実を図るための具体的方策について
- (4) 幅広い視点から教育施策の成果と課題を検証する具体的方策について
- (5) 公表方法を含めた調査結果の取扱いの在り方について

3. 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、上記の検討を行う。

なお、必要に応じて別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 実施期間

平成 17 年 11 月 16 日から平成 18 年 3 月 31 日

5. その他

この検討に関する庶務は、初等中等教育局教育課程課において行う。

(参考)

全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議 委員

(五十音順、敬称略)

浅田 匡	早稲田大学人間科学学術院教授
荒井 克弘	東北大学大学院教育学研究科長
市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
大江 近	東京都教育委員会指導部義務教育心身障害教育指導課長
梶田 叡一	兵庫教育大学学長
加藤 明	京都ノートルダム女子大学教授
喜多 秀行	和歌山県教育委員会小中学校課指導一班班長
澤本 和子	日本女子大学人間社会学部教育学科教授
清水 静海	筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授
清水 美憲	筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授
高木まさき	横浜国立大学教育人間科学部教授
田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷幕張中学・高等学校長
寺井 正憲	千葉大学教育学部教授
中村 享史	山梨大学教育人間科学部教授
耳塚 寛明	お茶の水女子大学文教育学部長
山崎 博敏	広島大学大学院教育学研究科教授

：座長 ：座長代理

(役職は平成18年4月1日現在)